

## 令和6年度 第3回 石狩市子ども・子育て会議 議事録

日 時 令和6年12月3日(火) 14時00分~15時10分

場 所 石狩市役所4階 401・402会議室

出席者 委員:11名 事務局:11名

委 員					
役 職	氏 名	出 欠	役 職	氏 名	出 欠
会長	吾田 富士子	出席	委員	日下部 匡彦	出席
副会長	伊藤 美由紀	出席	委員	新田 大志	出席
委員	坪田 清美	欠席	委員	穴田 めぐみ	出席
委員	河岸 由里子	出席	委員	青田 奈保子	出席
委員	近藤 宏	出席	委員	高橋 典只	出席
委員	星野 ゆかり	出席	委員	野口 直美	出席

事務局	所属氏名	所属氏名
	子育て推進部長 田村 奈緒美	子ども家庭課長 青山 昌弘
	子ども政策課長 青木 祐一郎	子ども家庭課主査 竹瀬 直久
	子ども政策課主査 中川 陽子	子ども家庭課主査 木本 明美
	子ども政策課主査 田原 朋学	子ども相談センター長 今田 竹哉
	子ども政策課主査 白川 晃子	総務企画課主査 市川 樹一朗
	子ども政策課主任 瀧坪 真里依	

オブザーバー:歴史地域未来創造 株式会社やまチ 松浦 照子

傍聴者 0名

次第

1. 開会

2. 議題

(1)第二期石狩市こどもビジョンの策定について

3. その他

(1)石狩市教育プランの策定について

4. 閉会

【1. 開会】

○事務局 青木課長

本日は、お忙しいところお集まりいただきありがとうございます。

定刻となりましたので、これより令和6年度第3回石狩市子ども・子育て会議を開催いたします。

本日の会議は、1時間半程度を予定しております。

それでは、初めに会議の出席状況をご報告します。本日は、坪田委員より、欠席の連絡をいただいてお

り、委員 12 名中、11 名の出席です。石狩市子ども・子育て会議条例第5条第2項の規定により、委員の半数以上が出席されておりますので、本会議が成立しておりますことを報告いたします。

続きまして、本日使用する資料について確認いたします。

事前に配布しました資料として

・資料1 第二期石狩市こどもビジョンの素案について

・資料2 第二期石狩市こどもビジョン(素案)

本日配付しました資料として

・資料1の修正版

・資料2の一部差替資料

・資料3 石狩市教育プラン(原案)

・次回の日程調整表

資料2の一部差替えは、印刷時に 41、42 ページの図が正しく印刷されなかつた場合があつたためその部分のみを改めて配布いたしました。

資料は全てお揃いでしょうか。不足がありましたら事務局までお申し付けください。

議題に入る前に委員の皆さんにお願いがあります。議事録の作成にあたりましては、議事録作成システムを使用しております。発言いただく場合は、必ずお近くのマイクを使って、なるべくゆっくりとご発言いただきますようご協力ををお願いいたします。

では、これよりの進行を吾田会長にお願いします。よろしくお願ひします。

## 【2. 議題】

### ○吾田会長

皆様こんにちは。本日は忙しい中でお集まりいただきましてありがとうございます。

12月に入りましたが、まだ雪かきをしなくて済んでいて、車の運転もちょっと安心しながら運転でできますが、この12月にこども達を支えることを中心に置いた皆様方と会議をすることができ、本当に感謝いたします。どうか、皆様の忌憚のない意見を聞かせていただきますよう、よろしくお願ひいたします。

それでは、議題に入りたいと思います。まず、最初に第二期石狩市こどもビジョンの策定について、事務局から説明をお願いいたします。

### ○事務局 田原主査

前回と重複する部分もありますが、まずは資料1「第二期石狩市こどもビジョンの素案について」を基に全体の概要を説明させていただきます。

計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間、計画の理念は「子どもの権利を守り、こどもまんなかまちづくりを推進するまち」と設定しております。

第一期の計画からの主な変更点は、「基本理念、基本目標、重点施策方針、成果指標の一部見直し」「石狩市子どもの権利推進計画、市町村こども計画を含む計画の位置付けの一部見直し」「量の見込みと確保方策の見直し」「活動指標の設定」、そして名称の「石狩市こどもビジョン」の「こ」をひらがなの「こ」に変更します。

今後の予定としましては、本日議論していただいたことを踏まえて、12月26日から1か月間パブリックコメントを実施し、市民の皆様から広く意見を募集する予定です。また、本計画について「子どもの意見を聴く取組み」も実施します。「子どもの意見を聴く取組み」については、本計画の概要を平易な言葉に言い換えた「やさしい版」を作成し、WEB でこども達から意見を募集します。なお、「子どもの意見を聴く取組み」の開始時期は、本計画と連携している「教育大綱」「教育プラン」に合わせて12月16日から開始する予定です。そして、来年の2月頃に会議を開催させていただきまして、パブリックコメントなどの結果を踏まえて、3月中の計画確定という流れとなっております。

それでは、資料2「第二期石狩市こどもビジョン(素案)」を基に、具体的な内容について説明させていただきます。

前回の会議から変更になった点を中心にご説明させていただきます。

まず、目次ですが、前回はページ数を記載しておりませんでしたが、今回は記載しております。また、資料編には、令和5年度に実施しました実態調査結果の概要を掲載しております。

次ページから本編が始まりますが、全てのページのフォントを見えやすいように前回の「明朝体」から「ゴシック体」に変更しております。

1ページ目からの「第1章 計画の策定にあたって」については、3ページ目の「4. 計画の基本理念」の下段に「石狩市こどもの権利条例」のポンチ絵を掲載しました。

5ページ目からの「第2章 こども・若者や子育て家庭を取り巻く状況」については、6ページ目からの「2. 石狩市こども・若者、子育てを取り巻く現状」に掲載しているグラフもまだ全てではありませんが、見やすいうように色やフォント等を変更しております。

35ページ目からの「第3章 石狩市子どもビジョン(令和2年度～令和6年度)の実績」については、特に変更点はございません。

41ページ目からの「第4章 施策体系」については、見開きのページにして、基本理念、基本目標、基本施策、重点施策方針を一括して見えるように変更しております。

43ページ目からの「第5章 施策の展開」については、「1. 重点施策方針」の【方針1】から【方針4】の主な取組方針について、分かりやすいように順番を入れ替えたり、ポンチ絵やグラフを見やすいものに変更、追加しております。

45ページ目の【方針3】教育・保育環境の充実の主な取組方針については、前回はこの部分に「市内全域において、0歳児からの保育の導入を進める」という記載がありましたが、前回の子ども・子育て会議において、「0歳児からの保育を推進しているように受け取れる」「望む人が保育を利用できるようなどの補足が必要では」というご提案をいただきました。事務局で表現方法を検討し、主な取組方針の一つ目に「希望するすべての家庭に教育・保育の機会を提供できるよう、保育の量と質の確保を図る」とありますので、この部分に意味としては含まれていることから、「市内全域において、0歳児からの保育の導入を進める」という記載は削除しております。

47ページ目の「2. 各施策における今後の方向性」の「基本目標Ⅰ」については、前回の会議において、「ウェルビーイングの部分について伝わりやすい表現を検討してはどうか」というご提案がありましたので、事務局で表現方法を検討し、「幸福な状態(ウェルビーイング)で生活を送る」としていたのを「ウェルビーイングな生活を送る」に変更しております。また、「1)こどもの権利の普及啓発」の関連する主な個別事業について、前回の記載では、「こどもの権利についての学習機会の確保」、「教員向けのこどもの権利に関する研修の実施」、「市内教育・保育施設の年長児及び保護者、教員向けのこどもの権利啓発プログラム事業(CAP プログラム、いのちのはなし)」とあったのを一つにまとめて「こどもの権利について学ぶ機会の確保」に変更し、所管課に「学校教育課」を追加しております。

48ページ目の「3)こどものまちづくりの参加」については、前回の会議において、「リーダーの養成」という表現が時代に合っているのかどうか検討しては」というご提案がありましたので、説明の3つ目の部分に「変化する時代に合わせたリーダーの養成」と補足を加えさせていただきました。

55ページ目の「基本目標Ⅳ」の「1)未来を開拓する力の育成」については、前回の会議において、「児童・生徒の基礎的・基本的な知識及び技能の定着を図ります」という記載に対しまして、「現在の教育の方向とは違うのではないか」というご指摘をいただきましたので、教育委員会と表現方法を調整しまして、現在作成中の教育プランと表現を合わせて、「確かな学力を育むため、主体的・対話的で深い学びの実現に向け取組みを進めるほか、個別最適な学びと協調的な学びの一体的充実を図ります」に変更しております。

67ページ目からの「第6章 量の見込みと確保方策」については、「1. 教育・保育提供区域などの設定」の「(2)地域子ども・子育て支援事業の提供区域」に「17. 乳児等通園支援事業」を追加しております。

70ページ目、「石狩地区の確保方策」について、「施設整備」に関する文言を追加しております。

71ページ目、「事業量見込みと確保方策」の表の一一番下の浜益地区において、令和8年度から小規模保育事業へ移行することから、0歳から2歳までの量の見込みを追加しております。

72ページ目からの「4. 地域子ども・子育て支援事業」については、前回説明を省略した部分を含めて修正箇所について説明させていただきます。

72ページ目、(1)利用者支援事業です。妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援として、こどもや保護者、妊娠している方等が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、情報提供及び相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等の地域連携を実施する事業です。基本型については、引き続き市役所に子育てコンシェルジュを配置し、新しく設定された、こども家庭センター型については、令和7年度は旧制度において、母子保健コーディネーターを配置して実施しますが、令和8年度を目指すに全ての妊産婦、子育て世帯、こどもに対し、母子保健と児童福祉の両機能が一体的に相談支援を行う機関である、こども家庭センターを開設し、基本型とこども家庭センター型の連携により、利用者支援事業を実施していくこととします。妊婦等包括相談支援事業型については、保健師等が面談や訪問を通じて必要な情報提供と伴走型支援を行います。また、今後も児童館や地域子育て支援拠点とも連携し事業を実施してまいります。

つぎに、(2)延長保育事業です。保護者の就労形態の多様化等に伴う延長保育需要に対応するため、通

常の保育時間(11 時間)を超えて保育を行う事業で、市内保育所(認定こども園保育所部含む)全ての園で実施しております。地区ごとに量の見込みと確保方策を推計しております。これまでの利用割合から今後の見込みを推計しており、73ページのいすれも②の確保の内容が①の量の見込みを上回っており、ニーズをカバーできると見込んでおります。なお、さきほどの、71ページ目の浜益地区の令和8年度から小規模保育事業へ移行することに関連して、令和8年度以降の浜益地区区分を変更しております。

73ページ目、(3)実費徴収に係る補足給付を行う事業と(4)多様な事業者の参入促進・能力活用事業で、どちらも、国の実施要綱に基づき実施してまいります。

77ページ目、(6)子育て短期支援事業(ショートステイ)は、保護者が、疾病・疲労等身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、保護を適切に行うことができる児童養護施設等において養育・保護を行う事業です。こちらについては、令和7年度より新たに里親さんを受け入れ先として契約し、利用者の利便性を向上させます。

つぎに、(7)乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問)事業は、保健師等の専門職員が、生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。全ての家庭を訪問することを基本としておりますので、量の見込みについては、68ページの人口推計から、0歳児全員としております。

78ページ目、(8)養育支援訪問事業は、子どもの養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に対して訪問による支援を実施することにより、当該家庭において適切な養育の実施を確保すること等を目的とします。乳児家庭全戸訪問(赤ちゃん訪問事業)などをきっかけとして、養育支援が必要と考えられる家庭に対し、保健師等の専門職員が訪問指導を継続的に実施する事業です。量の見込みについては、過去5年間の実績のうち、相談支援の平均から設定しております。

つぎに、(9)子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業は、石狩市こども見守りネットワーク協議会(要保護児童対策地域協議会)の連携強化を図るとともに、訪問事業との連携により、児童虐待の発生予防、早期発見・早期対応に資することを目的とする事業で、国の実施要綱に基づき実施してまいります。

79ページ目、(10)子育て世帯訪問支援事業は、新たな事業であり、家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊娠婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐことを目的とした事業です。量の見込みについては、養育支援訪問事業の過去5年間の実績のうち、家事支援の平均から設定しております。

つぎに、(11)地域子育て支援拠点事業は、乳幼児親子が、保育所や児童館など地域の身近な場所において気軽に集える場を提供し、親子の交流や講習、育児相談等を行う事業です。量の見込みについては、人口推計と過去の利用実績から算出し、確保の内容が充足していることから、現行体制の維持を基本としております。

80ページ目、(12)一時預かり事業です。はじめに、幼稚園での一時預かり事業(幼稚園型)は、通常の教育時間後や、長期休業期間中などに、希望する在園児を対象に保育を行う事業です。市内全園(認定こども園幼稚園部)において実施しております。確保の内容が充足していることから、現行体制の維持を基本としております。

次に、幼稚園以外での一時預かり事業(一般型等)です。これは、家庭において保育を受けることが一時に困難となった乳幼児について、一時的に保育を行う事業で、市内3箇所の認定こども園とファミリー・サポート・センターで実施しております。今後の方向性について、令和7年度より認定こども園(幼稚園部)で実施している未就園児の預かり保育事業を一時預かり事業の一般型として追加し、認定こども園における自主的な一時保育の取組を促進してまいります。

82ページ目、(15)産後ケア事業については、量の見込みの算出方法が示されたことから、量の見込みを算出し追加しております。

83ページ目、(17)乳児等通園支援事業(こども誰でも通園制度)については、令和7年度から地域子ども・子育て支援事業として新たに位置づけられるものであり、全ての子育て家庭に対して、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず利用できる新たな通園制度となっております。市では、令和8年度からの本格実施を見据え、令和7年度は準備期間として、既存の一時預かり事業等を活用しながら、利用者ニーズを捉え、令和8年度以降の確保方策を検討してまいります。なお、2)の量の見込みについては、国の手引きやニーズ調査の結果を踏まえ、対象年齢における未就園児数から推計した定員数を見込み量として算出しております。

89ページ目からの「第7章 計画の推進に向けて」の「2. 進行管理」「(1)活動指標」については、前回までは別に設定するとしておりましたが、一覧としてお示しする形に変更いたしました。

90ページ目に「活動指標」を掲載しており、基本目標、基本施策に対応するかたちで、それぞれの施策に

関連した実施件数等を調査し、そのまとめた結果を毎年度、本会議に報告し、評価や意見を求めることがあります。

91ページ目に「成果指標」を掲載しており、前回「子どもの声をおとなが聴いてくれていると感じている子どもの割合」の目標値について「70 パーセント」としておりましたが、前回の会議において「100 パーセントに設定してもいいのではないか」とご提案をいただきました。子どもの声を聴いていくというのは、ご提案があったとおり本計画の核になる部分であることから、事務局内でも検討をいたしまして、目標値を100 パーセントに変更しております。

私の方からは、以上となります。

#### ○吾田会長

ありがとうございました。ただいま事務局から説明がありました。前回の会議を受けて変えてくださったところと、それから6章、7章については、きめ細かく補足の説明をいただきました。この件につきまして、皆様のご意見はございますか。

#### ○日下部委員

紅南小学校の日下部です。1点言葉を確認していただければなと思います。55ページの(1)の一つ目ですが、私たちが知っている限りでは、個別最適な学びと協調的ではなく、協働的な学びとなるのではないかと思います。確認をしていただければいいかなと思います。よろしくお願いします。

#### ○事務局 青木課長

ありがとうございます。確認して修正させていただきます。

#### ○吾田会長

他にございますか。リーダーについてのところや、0歳児のところは削除し、希望するすべての家庭に教育・保育の機会を提供できるよう変えていただいたところと、それからウェルビーイングのところです。

私のほうから 47 ページのウェルビーイングのところについて、前回の会議で日本語としてウェルビーイングの使い方がどうなのかなというところで検討いただいたのですが、なかなか日本語にするとしつくりこなくて、ご苦労いただいたなと思っています。

前回は、「子どもたちが将来にわたって幸福な状態(ウェルビーイング)で生活を送ることができるまちを目指します。」でした。子ども大綱から引用したものだったそうなんすけれども、ちょっと私がいろいろお伝えしたので、今回このような形でウェルビーイングという言葉を用いて、基本目標Ⅰを作成いただきました。

私も色々見てみたのですが、はじめの 100 か月の育ちビジョンの中では、人生を幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすため、特に大切な時期がはじめの100ヶ月ですと言う言葉を使っています。私はできれば、「子どももおとなも人生を幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすまちを目指します」としてはどうかと思いました。本当はここには子どもたちと、子どものことしか書いていないのですが、100ヶ月ビジョンを見ると、子どもが幸せになるためには、子どもを支える周りのおとな達、保護者や養育者のウェルビーイングも保障するっていうことが伝えられますし、子どもが生まれてからじゃなくて妊娠したところから、100ヶ月がはじまるってことを考えると、やはり、子どもと子どもを支えるおとなという意味で、「子どももおとなも人生を幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすまちを目指します」というのはどうかと考えました。考えていただいたものと飛躍があるかなと思ははするのですが、将来にわたってというのは、1人、1人の人生にわたってという意味かと捉えて、人生を幸せな状態、ウェルビーイングで過ごすまち、というふうに考えたのですが、いかがでしょうか。

この件でも他の件でもいいですので、皆さんから何かありますか。

#### ○伊藤副会長

伊藤でございます。私も、おともどりという部分で、おとなもだから子どもが真ん中に行くということを示すために、なにか盛り込んだ方がいいのではないかと思いましたが、どの部分でそれを示せるのかなどというのをほかの全国の事例を見たときに、子どももおとなも自分らしさを大切にという表現をされているところもあって、ほんとにこれが大事かなと思います。子どもとおとなは対等で、お互いに自分らしさとか、大切にしあうという部分がこのなかで反映できないかなと考えていたところで、私も同意見でございます。

また、私のほうから前回のリーダーという言葉について発言させていただいたのですが、リーダーという表現の代替え案について、お伝え出来ませんでしたので、とにかくリーダーという言い方でだけではなく、

時代に即したという文言をという気持ちがありましたが、この文で追記いただいたことを確認させていただきました。ありがとうございます。

○吾田会長

ありがとうございました。他に皆さんいかがでしょうか。

パブリックコメントが始まるので、十分推敲していただいて、出来上がっているかなと思います。気になる部分はございませんかね。

もしないようであれば、先ほどの47ページの基本目標Ⅰのところについて、おとなもといれるところなどについて皆さんどうでしょうか。

○高橋委員

高橋です。私はすみませんが、こどものことなので、おとなは入れずこどもだけでいいかなと思っています。また、このウェルビーイングという言葉自体は流行りのやうなものなので、逆に普遍的なものにするのであれば、別に流行り言葉を使わなくてもいいのかなと個人的に思っています。

おとなを入れなくてもいいと思ったのは、おとなを入れますと、すべてのことに関して、これはおとなも入るのではないかというところも出てくるのと、そもそもこどもが将来にわたって幸せであれば、おとなも幸せなのではないかというところが隠されていると思いますので、言葉の意味的にもこどもが幸せであれば、おとなが不幸せということはないかなと思ったので、このままでもいいのかなと私は思いました。以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。本当にそうですよね。

○河岸委員

3ページの図の保護者の役割の部分に、もし入れるのであれば、ここに保護者も幸せであるって文言を入れるとか、ここに工夫をすることで、ウェルビーイングのところにおとなを入れなくてもいいのかなって、私も高橋委員と一緒に、ここにだけおとなが入るのはむしろ変になってしまうと思いますし、また、このウェルビーイングという横文字を使うのはしっくりこないというはあるのですが、将来、幸せで安全な生活を送ることができるという話なのかなと思うので、もし、ウェルビーイングを使うのであれば、保護者は役割だけではなく、保護者もウェルビーイングを目指すなど、あるいはおとなもおとの役割だけではなく、おとなもウェルビーイングを目指すとか、そういう言葉が入ってもいいのかなって、そうすると、みんながウェルビーイングを目指す中で、こどものウェルビーイングを目指すという感じに作られていくのかなと思いましたので、この図があるので、ここに足してもいいのかなと思いました。

○吾田会長

ありがとうございます。本当にそうですよね。あの部分にだけウェルビーイングという言葉があると、あれという気持ちもありますよね。どこに入れるのがいいのかと思っていたが、そうしましたら、この3ページの保護者の役割とかおとの役割のどこかに、おとな自身もウェルビーイングを目指しながら、こどもの権利を保障していくとか、こどものために最も良いことをというような文章が入るところに少し追記していただく形にしていただきましょうか。ちょっと難しいでしょうか。

○事務局 青木課長

ありがとうございます。今、二つご意見あったかと思います。おとなについては入れないほうがいいという部分と、おとなについてもウェルビーイングを追求しながらこどももというご意見かと思います。こどもの権利条例のほうには、今ご指摘あったその保護者については、役割として記載はございますけども、保護者についてのウェルビーイングという部分については触れていない形になります。高橋委員がおっしゃった

とおり、今回はこどもが中心となるこどもの計画になり、こどもにフォーカスしておりますので、先ほど会長がおっしゃった、人生を幸せな状態(ウェルビーイング)の部分について、人生というところにこどももおとなもというニュアンスが含まれているというような形で解釈させていただくならば、先ほどの3ページの中にも含まれているような形で取り扱わせていただいて、他のところとの齟齬がないのかなと受け止めさせていただきました。以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。今までのお話を踏まえますと、基本目標Ⅰというのは、どういう文言になりますか。

○事務局 青木課長

先ほどは、こどももおとなもということでしたので、こどもだけということになるかと思います。「こどもの人生が幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすまちを目指します」というような形で、こどもにフォーカスした形になるかと思います。

○吾田会長

最初の文案を基に「こどもたちが人生を幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすまちを目指します」となりますかね。どうですかね。

○星野委員

星野です。勉強不足だと思うのですがウェルビーイングという言葉がどこまで浸透されているのかなというところが一番気になり、括弧書きがあるとわかりやすいのかなと思いますし、どれだけ分かってもらえるかなというところが少し気になるというところです。

また、3ページのところですが、こどもに関する施設の役割と保護者の役割のところにこどもと一緒に考えてと言う言葉があり、こどもが置き去りにならずに、常にどんな時もこどもと一緒に考えるということで、このように考えることが、日常になるような言葉が入って良かったなと思いました。ありがとうございます。

○吾田会長

ありがとうございます。本当にこの3ページのところはよかったです。ウェルビーイングは国も国連もすごく使っていて、未知数ではあるのですけど、今ここで外すというのはハードルが高いかなと思います。今回は、ウェルビーイングという言葉は残して、また5年後に見直しをするときに、もはや廃れた言葉になったらそこを変更するというような形もありかなと思います。

○日下部委員

紅南小学校の日下部です。ウェルビーイングの部分について、やはり47ページで突然、ウェルビーイングという言葉が出てくることが気になりました。ウェルビーイングというのは地域の方もおとなもこどもも全部含めての取組だと思いますので、例えば、1ページ目の計画策定の趣旨(目的)のあたりにも、少し入ってくると、ここだけが気になることがなくなり、目的の中で触ると、こどもまんなかっていう意味でもこどもが強調されると、いいのではないかと思いました。以上です。

○吾田会長

ありがとうございます。今のご提案は皆さんも同意いただけるご意見ですね。今日の会議でそういったご意見をいただいておりますので一文を追加いただくような形はどうでしょうか。

○事務局 青木課長

ありがとうございます。確かに唐突感がありますので、目的の方に、追加する形で修正することを検討させていただきます。高橋委員もおっしゃったとおり、トレンドでこども大綱やこれから説明させていただきます教育プランにも入っている言葉になりますので、今後の定着する用語になるのかもしれないという認識も含めて、使わせていただければと考えております。以上です。

○吾田会長

では、その方向で進めていただきたいと思います。他にご意見が無いようでしたらこの議題についてはここまでにしたいと思います。ありがとうございました。

### 【3. その他】

○吾田会長

続きまして、その他として石狩市教育プランの策定について事務局よりお願ひいたします。

○事務局 市川主査

教育委員会総務企画課の市川と申します。私から、石狩市新教育プラン(原案)」について説明いたします。  
現行の教育プランが、計画期間を令和2年度～6年度としており、新たに、令和7年度から令和 11 年度を計画期間とする、新教育プランの策定を進めております。

新教育プランでは、これまでの教育理念を継承しつつ、劇的に変化する社会情勢、教育を取り巻く状況など、時代の変化に合わせた教育施策を推進し、国の「教育振興基本計画」との整合を図り、教育委員の方と協議を重ね、さらには、教育大綱やこどもビジョンの策定とも連携を図る中で、作業を進めて参りました。  
以下、簡単に内容を説明いたします。

2ページから、「第2章 石狩の教育の現状と課題」では、「全国平均を下回る児童生徒の学力の状況と、学力向上の前提となる学習意欲の醸成や学校での授業改善の必要性」「特別な支援を必要とする児童生徒の増加と適切な教育機会を提供することの重要性」「いじめ・不登校生徒の増加と対応の必要性」「デジタル社会における格差解消とリテラシーの向上」「文化財を後世に受け継いでいくための体制構築の必要性」などの 11 の課題を9ページまで記載しております。なお、教育プランは学校教育のみならず、社会教育の分野も対象としております。

10 ページから、「第2編 石狩の教育を推進する方向」では、予測困難な時代においても、時代を超えて変わらない価値のあるものと、時代の変化とともに変えていく必要があるものを見極め、的確かつ迅速に対応していくことの重要性などを記載し、他者を尊重し持続可能な社会を維持発展させていくため、地域全体のウェルビーイングの向上を図っていくことを基本理念とし、この基本理念を実現するための基本方針として、「未来を切り拓く力の育成」から「ふるさといしかりを学ぶ機会の充実」まで7つの方針を設定いたしました。

これら基本方針に基づく、各施策の取り組みとして、「確かな学力の育成」「教育の情報化」「家庭教育支援の充実」「学校施設・設備の整備」「学校運営の改善」「子どもの権利・利益の擁護」「生涯学習の推進」「ふるさとを学ぶ機会の充実」など 28 の施策の展開を位置づけ、54 の成果指標を設定しております。14 ページから 15 ページにかけて教育プランの体系図を載せておりますので、基本理念・基本方針・具体的な施策の関係性をご理解いただく上で、ご参考にしていただけますと幸いです。

また、33 ページから「第3編 資料編」となっております。用語の解説や各種データについては、これまでの教育プランと同様に記載し、最新のものに更新しております。

これまでの教育プランと違うところといったしましては、昨年4月の「こども基本法」の施行に伴い、子どもの意見を聞くプロセスが必須となったというところであります。42 ページ以降にまとめておりますが、9月に、ふれあいの杜子ども館での教育委員とこどもたちの意見交換会、10 月には、あいぽーとの教育に関する自分が頑張りたいと思う取組への投票、手稲高校インターナン生による教育的課題の解決方法を検討するワークショップといった、小中学生、高校生の意見を聴取する機会を設け、これらより出てきた意見内容

を本プラン原案へ反映したところです。49 ページ以降に、意見の反映状況をまとめてあります。

今後の新教育プランのスケジュールですが、12月12日の建設文教常任委員会への報告、12月16日から1か月間、パブリックコメント及びこども向けパブリックコメントを実施し、必要な修正を加えた後、3月末開催予定の教育委員会定例会にて決定というスケジュールで考えております。なお、こども向けパブリックコメントにあたっては、教育大綱・こどもビジョンとともに、分かりやすくイラストなどをまじえて計画を説明した「やさしい版」を作成し、各小中学校の協力のもと、全児童生徒に回答の依頼を行う予定です。

専門的な内容になりますと担当所管に確認してからの回答となりますが何かお気づきの点等がありましたらお知らせいただければ幸いです。私からは以上です。

○吾田会長

ありがとうございました。質問などございますか。

○河岸委員

河岸です。28ページの「いじめ防止や不登校児童生徒への支援」でまず聞きたいのは、ふらっとくらぶですが、中学生の活用が多いのはわかっていますが、小学生にどのくらい活用されているのか。それと小学生の場合、ふらっとくらぶに通おうと思ったら、親が送り迎えしなければいけないですよね。送り迎え出来ないという、やはり貧困と教育の問題もありますけれども、不登校になったお子さんが、例えばひとり家庭だと働かなければいけないから、送っていくことができないですよね。そういう点の解決法として、COCOLO プランがあるのかなと思いますが、実践って書いていますけど、どのくらい計画していらっしゃるのかなとか、その辺のところを少しお聞きしたいと思います。

また、Q-U の活用について、hyper-QU へ変更するつもりはやはりないのでしょうか。Q-U をどのように活用されているのか、学校によっても違うとは思いますが、Q-U あまり使われていないっていうのは現状だと思うのですが。しっかり各先生方が自分のクラス経営をどういうふうに理解しているのか Q-U で出てくるので、その辺をどういうふうに見ているのかなっていうのも、ちょっと知りたいところでした。

○吾田会長

ありがとうございます。Q-U の説明もしていただきながら回答をいただければと思います。

○事務局 市川主査

専門的な Q-U のことなどは、担当所管に確認してみないとわからないのですが、ふらっとくらぶに関しましては、確かに送迎がかなり障がいになっているということを担当所管でも重要視しております、その解決のための手段としまして各小学校の学校内に別室登校できる、校内教育支援センターを設けています。

それにより、ふらっとくらぶまでの送り迎えなどが必要なく、通常の学校に通うような形で、通常の教室でなかなか授業を受けられない生徒を受け入れるという、校内教育支援センターを設置している学校の数を増やす方向で調整しているところと聞いております。

COCOLO プランに関しましても、詳細につきましてはわからない部分があるため、後日担当所管に確認し回答させていただきたいと思います。

○吾田会長

ありがとうございます。先ほどのウェルビーイングの部分と合わせて回答はどのような流れになりますか。

○事務局 青木課長

この会議の場での質問ですので、委員の皆様に後日メールで回答いたします。

○吾田会長

ありがとうございます。皆さん貴重な意見ありがとうございます。他にございますか。

私もあり見たことがなかったのですが、沢山の施策が掲載されていますが、今までの5年間を踏まえ、時代にも即して14、15ページに書かれているようなことがなされているのだと思うのですが、例えば前の5年間ではどういう部分に力を入れて今度はこういう部分に力を入れたいとか網羅的にやってきたのを今後はこういう部分に力を入れたいというところはありますか。

○事務局 市川主査

基本的には10ページから13ページにかけて力を入れていきたいというようなことを基本方針という形でまとめています。これまでのことにつきましては、現行の教育プランの現状と課題を2ページから9ページまでのところでまとめております。

○吾田会長

この2ページからの現状というのは、石狩市だけの問題じゃなく全国的な問題なのかなと思いますが、石狩市の特徴などありますか。

○事務局 市川主査

石狩市の特徴としましては、まず学力に関しては、特に中学生ですが全国平均よりも少し低い状態がここ数年、続いているというのが大きな特徴になっています。また、不登校の生徒がこれも全国平均、北海道平均を比べて多いという特徴がございます。そういうことを、2ページから9ページまで取り上げて記述しております。

○吾田会長

原因などについてはどうでしょうか。一つの要因とかではないのでしょうかね。

○事務局 市川主査

原因の特定には至っていませんが、複合的な要因によるものではないかというふうに考えています。

○河岸委員

もう一つの特徴でこどもビジョンの話の中でもしましたが、5ページのスクリーンタイムが全国平均、全道平均よりも多いというところも問題だと思います。SNS をオーストラリアで禁止にしたぐらいですから、やはりこの辺を考えていかないと、例えば、夜ずっと SNS を見てて朝起きれなくて学校にいけないとか不登校につながる可能性もあると思います。先ほど校内支援の話も出ましたが、学校自体に怖くて行けないお子さんもいるので、そうなると校内教育支援センターをつくっても行けないっていう話になってしまいますよね。だから、ふらっとくらぶや新田委員のやられている、ジエルメ・マルシェだったりとかペパンとか、いろいろなところと連動してできるようなシステムにしていかないと難しいのかなっていうのと、その送迎の問題っていうのも併せて考えていただけすると、この不登校問題の解決につながっていくのかなとは思いま

す。もちろん親の協力も必要ですが、そういうところが、きめ細かくやっていけるといいのかなというのが、私も不登校に関わっている関係で思っています。

○吾田会長

民間も含めてそういう支援のつながりのようなものは石狩市にはあるのでしょうか。

○事務局 青木課長

それぞれの所管がありますので、そこから関係する機関と適宜、相談や情報提供という形での支援の体制は作っております。

○穴田委員

穴田です。こういうふうに実態を調べていただいていて、私は小学校1年生の娘の方では、やはり生活リズムが崩れる、例えば夏休みが終わって夏休み明けの1週間は20ページにある生活リズムチェックシートというシートを学校からもらってきて、学校が始まった1週間の早起きできたとか、早寝できた、朝ご飯食べたっていうような、リズムチェックシートがあって、それにやっぱりこどもなので、ご飯食べたとか、そういうのに〇をしたくて、一生懸命頑張ってる姿を見たので、そういうものを使ってきちんとやってくれているのだなというのを実感しました。そして、中学生のお兄ちゃんの方では、やはり国語と数学の点数が取れていないという状況を見て、中学校では数学塾をやってくれています。そういう実態に合わせて取り組みをしていることがすごいなと思いました。以上です。

○吾田会長

実際はきめ細やかな対応がされているということですね。ありがとうございます。

○新田委員

ひきこもりサポートセンター相談室まるしえをしております新田です。29ページの方針5の成果指標のところで、私も校内教育支援センターという話の中では、なかなか学校にもいけない生徒さんとかが、うちを利用したりというところもあるのかなと思うと、やっぱりいろいろな窓口があつたり支援があるということはすごく大事かなと思っていまして、この成果指標でも、学校復帰に繋げられた人数があると思うんですが、それは大事なところではあると思うんですけれども、学校復帰を前提としない不登校支援というのも、今すごく取り組まれてるところだと思います。学校に行けなくてもいろいろな、例えばうちや、校内教育支援センターが設置されることで、そこに行く生徒がどれぐらいいるとか、そのような数字も成果指標に加えていただいてもいいのかなというふうに思ったので、意見の一つとさせていただきます。ただ、例えば、うちでいうと、不登校になつたらみんなうちに来たらいいかと言うと、そうとも限らないので、例えばもうちょっと学校の中で支援をしていただくことが大事かなという児童生徒さんもいらっしゃると思いますし、そういう意味で、あまり成果指標の数字に、重点を置きすぎると、そこを上げていくことが大事なんだみたいなふうにならないように、気をつけなければいけないと思うのですけれども、限定せず、市内でいろいろな機関につながっている児童生徒はこのぐらいいますよ、というところがすごく大事なことかなと思います。まとめた数字でもいいので、成果指標としてあってもいいのかなと思いましたので、一つの意見として挙げさせていただきます。

○吾田会長

こういったご意見がありましたのでご検討いただければと思います。

○事務局 市川主査

検討させていただきます。

○吾田会長

他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは、石狩市教プランについては終わらせていただきたいと思います。

つづきまして、事務局からお願ひします。

○事務局 青木課長

長時間にわたりまして、ご議論いただき、誠にありがとうございます。当初本会議は全部で4回を予定しているとお伝えしておりましたが、急遽1月にも開催させていただき、本年度は全5回の開催となります。次回は、今まで議論いただいたビジョンの内容ではなく来年度から実施する市の制度などに関係する非公開審議を予定しております。本日配布しました、日程調整表に、ご記入いただける方はご記入いただきお帰りの際に事務局まで提出いただければと思います。今日、記入が難しい場合はお手数ですが今週中を目途に事務局まで提出をお願いいたします。

#### 【4. 閉会】

○吾田会長

それでは、第3回石狩市子ども・子育て会議を終わりたいと思います。  
お疲れさまでした。

令和6年 / 2月 23 日 議事録確定

会長 吾田 真士子